

## 医療法人森和会 一般事業主行動計画

当院では、職員が子育てと仕事を両立させるため、働きやすい雇用環境の整備が整っていることの周知を図るため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：就業前の子を養育する職員に対して、就業規則に規定する内容について、ホームページ及び院内共有ファイルにて職員及び求職者に周知を図る。

### <対策>

令和 2年4月～ 全職員に浸透するように、院内共有ファイル等により更なる周知を行う。

### (特別休暇等)

職員は、次の場合、特別休暇を受け、又は休業することができる。

- (1) 本人が結婚する場合 5日
- (2) 忌 引

血 族		姻 族	
配偶者・子	7日	配偶者の父母・父母の配偶者	3日
父母	本人又は配偶者が喪主	7日	配偶者の子・子の配偶者
	その他	5日	
祖父母・兄弟姉妹	同居	3日	配偶者の祖父母・祖父母の配偶者
	別居	2日	
伯叔父母・孫	1日	配偶者の伯叔父母・伯叔父母の配偶者	1日
備 考 生計を一にする配偶者の家族の場合は、本人の家族に準ずる			

- (3) 女性職員が出産する場合  
産前6週間（多胎妊婦の場合は14週間）、産後8週間（ただし、医師が支障がないと認めた場合には最低6週間）
  - (4) 生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した場合  
必要な日数
  - (5) 病気や怪我をした小学校就学前の子供の看護をする場合  
年5日（回）…1時間の時間休でも1日と数える。
  - (6) 負傷又は疾病の場合  
医師の証明に基づき必要と認める期間
  - (7) 選挙権又は公民としての権利を行使する場合  
その所要時間又は日数
- 2 特別休暇等を請求しようとする者は、事前に申し出なければならない。
- 3 第1項第3号から第7号の特別休暇については、これを無給とする。

### (育児・介護休業等)

- 1 職員は、1歳に満たない子を養育するため必要があるとき、又は2週間以上対象家族の介護をするため必要があるときは、院長に申し出て育児休業及び介護休業をし、又は育児短時間勤務制度及び介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。  
なお、育児短時間勤務制度は3歳に満たない子を養育する者に対しても適用する。
- 2 育児・介護休業をし、又は育児・介護短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、別に定める育児休業及び育児短時間勤務に関する規程、介護休業及び介護短時間勤務に関する規程による。
- 3 小学校就学前の子を養育し、又は要介護状態にある家族の介護を行う職員が申し出たときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの深夜時間帯に勤務させることはない。

### (育児時間)

生後1年未満の生児を育てる女性職員から請求があった場合は、第24条で定める休憩時間のほかに1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。